消費生活情報版

平成30年 12月発行 第103号

生活に ゆ











兵庫県丹波県民局県民課(消費者センタ・ 〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原5600 (TEL 0795-73-0690)



生活設計啓発講習会



11月29日(木)、丹波の森公苑多目的ル ームにおいて「平成30年度生活設計啓発 講習会」を実施しました。

昨年は、パネル展示を行いましたが、 今年は、ファイナンシャルプランナー・ 想族ライフプランナーの坂本千絵先生を お招きし、お金の知識をつけて、日常で トクするお話をうかがいました。

参加者はメモを取りながら、先生の講 話に熱心に聞き入りました。





啓発活動実施中



「平成30年度丹波の森フェスティ バル」において、くらしの安全・安 心推進員有志がフェスティバル参加 者に啓発グッズを配布しました。

「平成30年度生活設計啓発講習会」 の講演に先立ち、くらしの安全・安 心推進員と丹波消費者団体連絡協議 会役員で投資に絡む劇場型詐欺の啓 発朗読劇を上演しました。

みなさん演技派です。





消費生活トピックス





地方裁判所をかたる架空請求ハガキ~無視しましょう~

「**『地方裁判所管理局**』と称する機関から**『特定消費料金訴訟最終告知のお知らせ**』 と題するハガキが届いた」、との相談が消費生活センターに寄せられています。

ハガキには、「貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します」「ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され・・・」など、裁判所の強制執行を受ける可能性があることを示唆し、はがきに記載された連絡先に本人が電話をかけ相談することを促す内容が書かれています。

「地方裁判所」を名乗っていますが、裁判所とは一切関係はありません。裁判所の 名称を不正に使用した悪質な架空請求ハガキです。実際に裁判所から届く通知は、「特 別送達」という特別な郵便で送付され、本人に手渡しされるのが原則です。

このようなハガキが届いた場合には、絶対に連絡をしてはいけません。連絡をしてしまうと、何らかの金銭の請求を受けることになりかねません。

少しでも不安を感じたら、最寄りの消費生活センターや実際の地方裁判所に相談しましょう。



俳句の掲載契約~褒め言葉にご用心~

趣味の俳句を褒められ、新聞への掲載を強引に勧められたために不本意な契約をしてしまうといったトラブルが発生しています。俳句以外にも、短歌、書道、絵画、写真等で同様手の手口が起きています。

どこかで作品を見たと言って、事業者から電話がかかり「あなたの作品は素晴らしい。新聞に掲載しないか」と新聞や雑誌などへの掲載を勧められます。趣味を褒められた嬉しさから掲載契約の承諾をしたところ、後になって聞いていた金額よりも高額な契約であることがわかったり、一度だけのつもりが定期掲載の契約になっていたりといったトラブルです。

電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料や掲載期間等の契約内容は、書面をよく読んで確認することが大切です。契約書面を受け取ってから8日以内、また、契約書面を交付されていない場合や交付された書面が法的に問題のある場合は、クーリング・オフが可能です。

誰しも褒められると嬉しいものですが、その気持ちを悪用されないように注意しましょう。不要な契約や、しつこい勧誘は、曖昧な答えを返さずきっぱりとその場で断りましょう。何かあれば、すぐに消費生活センターにご相談ください。

【啓発・出前講座等のお問合せ】

県民課(消費者センター) 丹波の森公苑内 TEL:0795-73-0690